

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から43年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで
④ 平成3年5月から同年8月まで
⑤ 平成5年4月から6年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

申立期間①については、昭和36年ころにA市役所で婚姻届を提出し、国民健康保険と米穀通帳の手續と同時に国民年金に加入した。1か月3,000円前後の保険料を妻が集金に来た市の職員に納付し、手帳に丸い判を押してもらっていた。離婚後の保険料は私が納付していた。

申立期間②については、B市に居住していたが、昭和48年ころに元妻と再婚するに当たり、A市へ転居した。その際、保険料が未納であるとの指摘を受け、納付書をもらい、当時の雇用主にお金を借りて、妻が郵便局で8万円くらいの保険料を納付した。

申立期間③については、妻と再度離婚し、実家のあるC町（現在は、D町）へ住民票を移動したが、私自身は県外に居住していた。C町で住民登録をしていた昭和55年から63年までの期間は、私の代わりに母親が保険料を納付しており、実家へ帰るたびに「代わりに保険料を納付している。」とうるさく言われたので、申立期間③のみ保険料を納付していないことは考えられない。

申立期間④及び⑤については、B市からE市F区に転居した時に、同区役所でB市での保険料が未納であると指摘され、納付書をもらい、郵便局

で22万円くらいの保険料を納付したが、その後は保険料を納付できない状況だったので免除を受けた。したがって、B市に居住していた期間であれば、保険料は納付しており、E市F区への転居以降であれば免除を受けている。

申立期間①、②及び③について保険料を納付していたことを、また、申立期間④及び⑤について保険料を納付していたこと又は免除を受けていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、「再婚したころにB市の未納保険料をまとめて納付した。」と主張しているところ、申立人及びその妻は昭和48年6月に婚姻したことが確認でき、この時期には、46年4月以降の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人の特殊台帳では、申立期間②直前の昭和46年度の保険料の納付記録が未納から納付済みに訂正されていること、及び申立人とその妻には婚姻時以降、55年8月に離婚するまでの期間中に未納期間が無いことなどから、48年6月ころに申立期間②を含む46年4月から48年3月までの保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

2 申立期間③については、申立人は、「離婚に伴い実家のあるC町へ住民票を移動し、国民年金保険料は実母が納付していた。」と主張しているところ、申立人の住所は昭和55年5月から63年10月までの期間にはC町にあったことが確認でき、当該期間中は申立期間③を除き、保険料を納付しており、また、申立人は、当該期間は、すべて申立人の母親が保険料を納付したとしていることから、申立人の母親が途中の3か月のみ国民年金保険料を納付しない特段の事情はうかがえず、申立期間③の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

3 一方、申立期間①については、保険料額及び納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月以降にB市で払い出されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに過年度納付や特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 申立期間④については、申立人は「E市F区に転居した時に、B市での未納保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人がE市F区に転居したのは、平成5年10月であることが確認でき、その時点で申立期間④については、時効により保険料を納付できない期間である。

また、B市が保管する収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間④以前にも納付期限に遅れて納付していることが確認でき、当該期間に関し、

国民年金保険料を現年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、「E市F区に転居後、数か月たってから免除申請をした。免除申請をしたのは1回だけである。」旨の供述をしているところ、申立人は平成5年10月にE市F区に転居していることが確認でき、仮にこの時期に国民年金保険料の免除申請をした場合、申立期間⑤の一部の期間については申請前となることから申請免除が認められない上、社会保険庁の管理するオンライン記録によると、申立人は平成6年度の保険料の免除を受けていることが確認できることから、申立人は、5年度の保険料については、免除を受けていなかったものと考えられる。

また、申立期間⑤当時、郵便局では現年度保険料を納付できなかったことが確認でき、申立人がE市F区に居住していた期間で納付済みとなっている平成7年4月から8年3月までの保険料は、すべて、申立人がC町に転居した同年8月以降に納付していることが確認できることから、申立人は、E市F区での現年度保険料納付実績が無く、申立期間⑤の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人がC町に転居した平成8年8月時点で、申立期間⑤については、時効により保険料を納付できない期間である。

- 6 3、4、5の記述に加え、申立期間①、④及び⑤の期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

昭和45年*月に20歳になったので、A市B区役所へ出向き、自主的に国民年金の加入手続をした。それ以降、同区役所に毎月保険料を持参し、年金手帳に検認印を押してもらっていたと記憶している。

その後、C町（現在は、D市）に転居してから、同町役場でそれまで使用していた年金手帳を回収され、新しいオレンジ色の年金手帳を交付された。その際に、同町役場の職員が、年金手帳の最後のページに「納付記録」と押印し、「45.1～48.3 A都道府県」「48.4～49.3 C町納付」と記入してくれたので、申立期間の国民年金保険料を納付しているものと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和46年4月から第3号被保険者に該当する直前の61年3月までの国民年金被保険者期間に係る国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年6月30日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人の年金手帳には、「納付記録」の押印とともに、申立期間の納付をうかがわせる記載が確認でき、この記載は、当時、町役場の担当者の

が申立期間に係る国民年金保険料の納付記録を確認した上で行ったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年6月から15年3月までの期間は41万円、同年4月から同年8月までの期間は44万円、同年9月から同年11月までの期間は47万円、同年12月及び16年1月は44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成14年6月から16年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月30日から16年2月27日まで

A社での厚生年金保険加入期間中の標準報酬月額に係る社会保険庁の記録が、実際に受け取っていた給与及び給与から控除されていた厚生年金保険料から見て低い額となっている。事実に基づき適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった平成15年7月から同年12月までの期間及び16年2月の給与明細書から、申立期間のうち、15年7月及び同年8月の標準報酬月額は44万円、同年9月から同年11月までの期間の標準報酬月額は47万円、同年12月の標準報酬月額は44万円とすることが妥当であり、申立人から給与明細書の提出が無い平成16年1月の標準報酬月額についても、

同月前後の給与明細書の記録から44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち平成14年4月から15年6月までの期間については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の関連資料は無いが、申立人は、「A社では14年4月初めから勤務していたが、正式な採用は、同社で厚生年金保険の加入記録がある同年4月30日からで、同年5月は見習期間であった。そのため、同年4月及び同年5月の給料は25万円から26万円と低額であったが、同年6月からは、まともに給料が支払われるようになり、同月以降の給料は、16年2月に退職するまで44万円から45万円であった。」と主張しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録から申立人が同社以前に勤務していた事業所における標準報酬月額を見ると、前職が41万円、前々職が44万円であったことが確認できる。

さらに、A社の事業主は、給与明細書等の関連資料が無い平成14年4月から15年6月までの期間の報酬月額について、「申立期間当時の資料は一切残っていないので分からないが、給与支給額は申立人の言うとおりでと思う。」と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届についても、「全体的に、同届に記載した報酬月額が低かった。20年に報酬月額が相違していたので19年と20年の届出をやり直した経緯があり、申立期間当ても実際より低い報酬月額を届け出ている可能性がある。」と供述しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録及び社会保険事務所が保管する「総合調査 健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」により、20年9月に、5人の標準報酬月額を18年9月まで、2人の標準報酬月額を19年9月まで、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できることから、申立期間当時においても、同社は、実際の報酬額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ていることが推認できる。

加えて、申立人から提出された給与明細書の厚生年金保険料控除額は、すべて3万5,567円であるところ、当該控除額に対応する標準報酬月額は、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格取得時の厚生年金保険料率から、41万円であることが推認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録において、申立人の同社における標準報酬月額を見ると、厚生年金保険の被保険者資格の取得時から喪失時までの間には、平成14年10月1日及び15年9月1日の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定が行われているにもかかわらず、同保険の被保険者期間すべてが同一の標準報酬月額26万円であることが確認でき、申立期間当時、同社において勤務していたことが確認できる、事業主を含めた同僚9人の標準報酬月額の記録を見ると、うち8人については、申立期間当時、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格の取得時のまま変更されていないことが確認できる。

これらを併せて考えると、事業主は、申立人に見習期間終了後の平成14年6月から支給予定であった報酬額に基づく厚生年金保険料を雇用当初の同年

4月以降の給与から控除していたが、社会保険事務所には、同年4月及び同年5月の試用期間中に支払った報酬額に基づく標準報酬月額を届け出ているものと推認できる。

以上を総合的に判断すると、申立人から給与明細書の提出が無い期間である平成14年4月から15年6月までの期間のうち、14年6月から15年6月までの期間の報酬月額は44万円と判断することが妥当であり、事業主は、同期間において、申立人の給与から標準報酬月額41万円に基づいて算出した3万5,567円を継続して控除していたと認められることから、申立期間のうち、14年6月から15年3月までの期間の標準報酬月額は、41万円、同年4月から同年6月までの期間の標準報酬月額は、厚生年金保険料率の変更し、報酬月額に見合う標準報酬月額の方が低くなるため、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成14年4月及び同年5月については、社会保険庁が管理するオンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額と申立人の主張する報酬月額が26万円で一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間の報酬月額を実際より低い額で届け出ている可能性がある。」と供述している上、申立人から提出された平成15年7月から16年1月までの期間の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁が管理するオンライン記録上の同期間の申立人の標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、実態に即した内容の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年6月4日まで
社会保険庁の記録では、A社C工場から同社D工場に転勤した際の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、昭和42年4月1日にA社に入社し、平成20年8月31日に定年を迎えるまで、継続して同社で勤務しており、未加入期間があるのは間違いであるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社本社人事部から提出された申立人の「人事台帳」及び「在籍証明書」から判断すると、申立人が申立期間にA社C工場において継続して勤務し（昭和43年6月4日にA社C工場から同社D工場に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C工場における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「今回の年金記録の漏れは、転勤時の厚生年金保険被保険者資格の喪失に関する当社の手続ミスと考えられ、申立人からは保険料を控除しているが、社会保険庁に保険料を納付していないと判断します。」と厚生年金保険の手続

について誤りを認めていることから、事業主は、社会保険事務所の保管する記録どおり、昭和43年5月21日を申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から 57 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

昭和 56 年 2 月に勤めていた会社が解散したため、知人の仕事（土建業）を手伝っていた。その際、妹もおり、仕事上も何かあっては困ると思い、国民健康保険と国民年金に加入し、保険料を納付した。

ちょうど、申立期間の前後にかけて、土地を購入し家を新築するため、銀行の融資を受けたが、その際、国民健康保険と国民年金に加入しているかどうか確認されたように記憶している。また、これに関連する各種手続のために何度も市役所へ出向いたため、そのうちの 1 回で国民年金の加入手続をしたはずである。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成 17 年 2 月 11 日であり、それ以前に同資格を取得し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できない。

また、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付方法等に関する記憶は曖昧であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間中に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 61 年 12 月から平成元年 5 月までの期間及び 3 年 8 月から 7 年 2 月までの期間に国民年金第 3 号被保険者の届出を行ったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から平成元年 5 月まで
② 平成 3 年 8 月から 7 年 2 月まで

昭和 61 年 12 月に結婚し、同時期に夫の転勤で A 市から B 市に転居し、63 年 10 月には夫の転勤に伴い、B 市から A 市に転居した。いずれも転居手続と同時に夫が私の国民年金第 3 号被保険者の手続をしてくれた。結婚してからは、一時会社勤めをした以外は専業主婦で、夫の会社には扶養の手続や健康保険などの手続をきちんと行っていたので、申立期間は、第 3 号被保険者に該当していたことは間違いないし、手続もしたはずなので国民年金の第 3 号被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 12 月に厚生年金保険被保険者であった申立人の夫と婚姻し、夫の転勤に伴い転居した市町村で、申立期間に係る国民年金第 3 号被保険者資格取得の手続を行ったと主張しているが、申立人は、申立期間を通じて、他市町村への転居及び第 3 号被保険者資格の再取得など複数の市町村で数回にわたって国民年金関係の手続の必要性があったものの、いずれの市町村においても国民年金への加入手続及び第 3 号被保険者に係る届出手続を行ったことが確認できない上、申立人が当該手続を行ったとする際の記憶が曖昧であり、ほかに資格取得届が提出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は婚姻前に厚生年金保険に加入していたことから年金手帳を所持しており、国民年金加入手続等の際には、年金手帳の提示を求められるのが通常であるが、申立人が所持している年金手帳（三制度共通）には、

申立人が加入していた厚生年金保険の記号番号、氏名変更手続は行われているものの国民年金に係る記号番号、住所変更等の記載はなされておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金第3号被保険者として届出を行ったものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 43 年 3 月 20 日まで
A 社（現在は、B 社）での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 43 年 3 月 21 日からの 19 か月となっているが、同社への入社時期は、41 年 7 月 1 日であったと記憶しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 43 年 3 月 21 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社への入社日について、申立人は、「社会保険事務所において確認できる資格取得日より前の 41 年 7 月 1 日である。」と主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、氏名の確認できる同僚から提出された昭和 42 年 12 月 1 日現在の同社 C 営業所の従業員名簿に申立人の氏名は確認できない。

また、昭和 42 年 10 月まで A 社 C 営業所の所長であったと供述している同僚は、「私が同営業所在籍中は、申立人は在籍していなかった。」と供述している上、申立人が面接を受けたとする同社 C 営業所所長の所長在任期間は、同社の同僚及び後任の所長の供述により、同年 10 月から 43 年春ころまでの期間と推認できる。

さらに、公共職業安定所の管理する申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、事業所名は不明であるが、申立人は、A 社の所在地を管轄する公共職業安定所管内の事業所において、昭和 43 年 3 月 21 日から 44 年 10 月 20 日までの被保険者記録が確認でき、この期間は、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の同保険被保険者期間と一致していることが確認できる。

加えて、申立人がA社へ入社する際に面接を受けたとする同社C営業所の元所長は既に亡くなっており、継承会社のB社は、「申立期間当時の従業員に関する資料等は全く保管していない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険の手續に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社で同保険の被保険者資格を取得している昭和43年3月21日までの期間に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から36年10月12日まで
年金記録を確認したところ、申立期間当時働いていたA社の厚生年金保険の加入記録が無かった。

A社には、トラックの運転手として昭和31年5月ころから勤めており、36年10月に他の会社に転職するまで同社の従業員として働いていたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び同僚の供述から、期間を特定することはできないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

一方、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和32年7月1日、同月4日又は同月7日を同保険の被保険者資格取得日として、同名簿に一度は氏名等を記載されている申立人を含めた同僚6人の記録が、時期は不明であるが「喪失」と記入及び抹消されており、厚生年金保険の記号番号の記入も無い上、仮に申立人の主張する申立期間に申立人が同社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったのであれば、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定に基づく定時決定の記載があるはずであるが、その記載が無いことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様の処理が行われている同僚5人のうち2人は、それぞれ、「手取りが少しでも多い方が良かった時代だったので、厚生年金保険には

加入していない。」、「私たちは、厚生年金保険には加入しておらず、健康保険は国民健康保険に加入していた。」と供述し、他の1人の同僚の妻は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入しなければ、会社を辞めるときに一時金としていくらかもらえるということを聞いたことがある。」と供述している上、同社において、昭和31年7月10日から32年4月2日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「入社面接時に、社長や専務から厚生年金保険に加入してもしなくても良く、加入しなければ退職時に歩合という形で、加入期間に見合った金額を退職金に上乗せして支給するがどうするかと聞かれたが、将来のことを思い、厚生年金保険に加入した。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間当時、同社においては、従業員の選択により、厚生年金保険に加入させるか否かを決定する取扱いをしていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局が管理する同社の法人登記簿上の取締役は、「申立期間当時は、私の父が事業主の時代であるが、父は既に亡くなっており、当時の書類も残っていない。」と供述していることから、申立期間当時の厚生年金保険の加入手続に関する関連資料や供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、前述の「喪失」と記入された部分以外に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号の欠番も無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が失われたものとは考え難い上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から 49 年 9 月 1 日

4 年から 5 年前、年金問題が騒がれ始め、社会保険事務所に行き年金記録の照会をしたところ、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和 49 年 8 月 * 日に結婚のため A 社を退職し、将来年金が支給されると思っていたので同社の B 本社に申し出て、厚生年金保険被保険者証を同社から退職の 1 か月から 2 か月後に返してもらい、社会保険事務所に行き氏名変更の手続を行った。脱退手当金が支給決定されているころは、出産のため脱退手当金の手続ができる状態ではなかった。

また、支給されたとする当時は、C 市に住んでおり B へは行っておらず、厚生年金保険被保険者証を預けた憶えが無いにもかかわらず、同被保険者証に「脱 50. 7. 22 D」と押印されているが、いつどこで押印されたのか不明である。

私は、脱退手当金の手続をしたことも受給した記憶も無いので、十分な調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、「E 社会保険事務所で氏名変更の手続を行ったが、脱退手当金の請求はしておらず、厚生年金保険被保険者証は自分で保管していた。」と主張しているところ、申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「脱 50. 7. 22 D」の表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算の誤りは無く、社会保険事務所が保管するA社F支店の申立人の厚生年金保険被保険者原票にも「脱・C」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 3 日から 30 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所へ自分の年金記録について照会したところ、昭和 29 年 6 月 3 日から 30 年 1 月 1 日までの期間について加入記録が無い旨の回答があったが、29 年 1 月 5 日から 30 年 1 月 1 日までの期間は A 社 B 本社に継続して勤務し、給料から保険料を控除されていたため、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述内容から、申立人が申立期間において A 社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社が保管する申立期間当時の同社 B 本社（以下「B 本社」という。）の厚生年金保険被保険者について記した資料（以下「本社資料」という。）によると、申立人は昭和 29 年 1 月 5 日付けで B 本社の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 6 月 3 日付けで同資格を喪失したことになっていることから、同社は、申立人について、厚生年金保険に関しては社会保険庁のオンライン記録どおりの取扱いをしていたことが確認できる。

また、申立人は申立期間において A 社で勤務していたことが確認できることから、申立人が昭和 29 年 6 月 3 日付けで B 本社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、異動先の同社 C 営業所（以下「C 営業所」という。）で同資格を取得すべきであるが、社会保険事務所の記録によると、C 営業所は 30 年 1 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同様に C 営業所が厚生年金保険適用事業所となる前に B 本社から C 営業所へ異動となった同僚二人についても、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、B 本社の同資格喪失日から C 営業所の同資格取得日（30 年 1 月

1日)までの間に同資格を有しない期間が存在することが確認でき、当該内容は本社資料の内容と整合する。

さらに、申立人と同様にC営業所が厚生年金保険適用事業所となる前にB本社からC営業所へ異動となった同僚二人のうち、調査に協力が得られた申立期間当時のC営業所長が、「C営業所に着任してからC営業所が厚生年金保険適用事業所となるまでの期間については、厚生年金保険被保険者では無い期間であった。」旨の供述をしていること、同氏のC営業所開設当時の記憶が、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び本社資料に記された同氏の記録の内容と整合することから、A社は、申立期間当時、申立人について、社会保険庁が管理するオンライン記録どおりの取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。